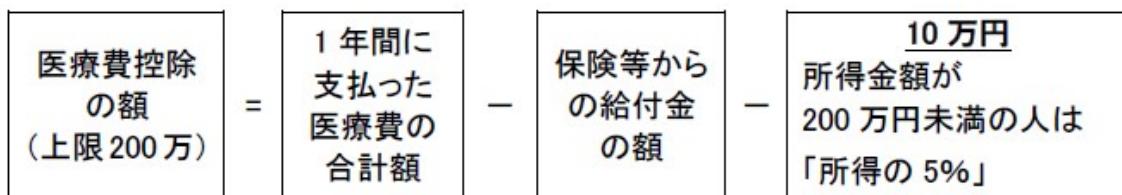


医療費控除のポイント

確定申告の時期となりました。今回は医療費控除についてポイントを記載します。

◆しくみ



◆医療費控除の対象になるかならないかの判断基準

診療・治療・療養のため…○ 美容・健康維持・予防のため…×

◆健康保険・民間保険などで補てんされる金額は医療費から差し引く

①健康保険や民間保険などで補てんされた金額の全部を全体の医療費から差し引くのではありません。補てんされる金額は「支払った医療費が上限」となります。

(例) 入院手術治療費 50 万(高額医療費適用後) その他医療費 35 万円

入院給付金・手術給付金として 70 万受取り

医療費控除の計算

手術入院 補てん額 その他医療費

○(50 万円 - 50 万円) + 35 万円 -10 万円 = 25 万円

手術入院 補てん額 その他医療費

×(50 万円 - 70 万円) + 35 万円 -10 万円 = 5 万円

②がん診断給付金は補てん金額に含めない

がん診断給付金は入院や手術の医療費等の補てんとして給付されるものではなくがんの確定診断がされたことにより支払われるものです。

「3 大疾病保険金」「特定疾病保険金」も同じ扱いです。

◆納税者本人・納税者のご家族のために支払った医療費が対象ですが、家族は扶養家族である必要はありません。家族の中で一番年収が高い方が家族の分をまとめて申告するとお得です。